

## 令和6年度 松戸市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度松戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	447,983 人
(2) 年間有収水量	40,746,046 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均有収水量	111,633 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
下水道施設整備費	2,525,111 千円
下水道施設改築費	641,313 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、特別損失中、新松戸クリーンセンター解体事業の財源にあてるため、企業債160,000千円を借り入れる。

## 収入

第1款 下水道事業収益	11,937,725 千円
第1項 営業収益	7,274,493 千円
第2項 営業外収益	4,663,230 千円
第3項 特別利益	2 千円

## 支出

第1款 下水道事業費用	11,720,043 千円
第1項 営業費用	10,803,573 千円
第2項 営業外費用	742,969 千円
第3項 特別損失	163,501 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,080,978千円は、過年度分損益勘定留保資金234,950千円、当年度分損益勘定留保資金2,628,451千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額217,577千円で補てんするものとする）。

収 入

第1款	資本的収入	4,154,223千円
第1項	企業債	2,535,900千円
第2項	出資金	832,123千円
第3項	補助金	660,350千円
第4項	負担金	125,369千円
第5項	長期貸付金償還金	480千円
第6項	その他資本的収入	1千円

支 出

第1款	資本的支出	7,235,201千円
第1項	建設改良費	3,824,656千円
第2項	企業債償還金	3,399,045千円
第3項	投資及び出資金	1,500千円
第4項	予備費	10,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	長津川雨水幹線工事	1,330,000千円	令和6年度	40,000千円
				令和7年度	460,000千円
				令和8年度	830,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共汚水ます設置工事	令和6年度から 令和7年度まで	31,200千円
下水道管路施設 包括的維持管理業務委託	令和6年度から 令和9年度まで	733,000千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	1,991,900千円	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	この資金は借入先の融通条件により償還する。ただし企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。
流域下水道事業	544,000千円			
新松戸クリーン センター 解体事業	160,000千円			

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 431,312 千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,155千円と定める。

令和6年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健次